

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第4号  
令和8年1月27日

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される同法第39条の規定により、次のとおり設けます。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 古河真人

期日前投票所開設場所	所 在 地	期 間
広島市佐伯区役所 3階302会議室	広島市佐伯区海老園二丁目 5番28号	令和8年1月28日から 令和8年2月7日まで
広島市佐伯区役所 湯来出張所	広島市佐伯区湯来町大字 和田166番地	令和8年1月28日から 令和8年2月7日まで
広島駅南口地下広場	広島市南区松原町 9番地先	令和8年2月3日から 令和8年2月5日まで 午前10時から午後8時